

指宿市地域密着型サービス事業者公募要領

指宿市健康福祉部国保介護課

1 募集の趣旨

本市では、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービス事業所の計画的な整備を進めていくこととしています。

この計画に基づき、令和2年度に地域密着型サービスを整備する指定候補事業者を募集します。

2 募集の概要

(1) サービス種別，規模等

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

規模：2ユニット (18床) の新設

整備地域：市内全域で1箇所

(2) 整備完了時期

令和2年度末までに施設の整備を必ず完了すること。また、整備後、速やかにサービスの提供を図ること。

(3) 事業補助

整備に当たっては、県補助金の活用を考えていますが、現時点で交付の確約はできません。よって、補助金に頼らない事業計画を立ててください。

(4) その他

ア 募集要件を満たさない場合は応募できません。

イ 指定候補事業者となっても指定は確定しません。開設前に指定申請を行い、審査を通過して初めて開設することができます。

3 募集要件

募集に当たっては、次の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 介護保険関係法令等の基準のほか、整備予定地 (建物) が関係法令等の基準を満たすこと。

- (2) 法人であること。
- (3) 代表者は、特別養護老人ホーム、グループホーム等で認知症のある者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であること。
- (4) 選定後は速やかに施設整備に向けた準備をすること。（補助金等を活用する場合は可否決定後に工事等に着手すること。）
- (5) 整備予定地については、事業の継続性を確保するため、原則として自己所有又は取得の見込みが確実であること（賃借して事業運営することも可とするが、その場合は長期的・安定的に利用できる環境が整っていること。）。また、農地法（昭和27年法律第123号）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等に基づく規制について確認が取れること。
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に該当しないこと。
- (7) 市税、国税等を滞納していないこと。

4 選考方法

- (1) 指定候補事業者の選考は、市民、関係機関の代表者等で構成する指宿市地域密着型サービス運営委員会に諮り、委員会の意見を踏まえた上で、市が決定します。
- (2) 選考は、指宿市地域密着型サービス提供事業者の選考に関する取扱要領に基づき、別紙の評価基準により点数評価を行います。
- (3) 選考の段階で、必要に応じ、応募者に対してヒアリング又は応募者によるプレゼンテーションを実施する場合があります。
- (4) 選考の結果は、応募者全員に文書で通知します。ただし、お問い合わせいただいても評価の内容については一切お答えできません。なお、全ての応募者が一定の評価基準を満たさない場合は、指定候補事業者を選定しない（該当なしとする。）こともあります。

5 選定までのスケジュール（予定）

日 程	内 容
令和2年2月17日（月）	○事前説明会 ・公募参加予定者への事前説明
令和2年3月19日（木） ～4月10日（金）	○公募受付期間
令和2年6月中旬まで	○書類審査及び現地調査（必要に応じて実施）
令和2年6月中旬	○地域密着型サービス運営委員会 ・評価基準に基づく一次審査 ・意見聴取等
令和2年6月下旬	○意見聴取等の集約 ※必要に応じて応募者へヒアリングを実施
令和2年7月中旬	○地域密着型サービス運営委員会 ・意見聴取事項の報告 ・指定候補事業者の選考 ※必要に応じて応募者によるプレゼンテーションを実施
令和2年7月中旬	○選考結果報告 ・地域密着型サービス運営委員会から市へ
令和2年7月下旬	○指定候補事業者の決定 ・選考結果の通知

※上記日程は予定です。変更になる場合があります。

※指定候補事業者決定後のスケジュール等は、指定候補事業者と改めて協議します。

6 募集期間等

(1) 募集期間（応募書類提出期間）

令和2年3月19日（木）午前8時30分から4月10日（金）午後5時まで（閉庁日を除く。）

(2) 提出書類 各1部（ただし、イに限り2部提出してください。）

※提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

ア 地域密着型サービス整備事業者応募申込書

イ 開設計画書

ウ 法人に関する書類

(ア) 定款

(イ) 法人登記簿謄本

(ウ) 既存事業の運営実績等が分かるもの（パンフレット等）

(エ) 直近の決算報告書（貸借対照表・損益計算書等）

エ 事業に関する書類

(ア) 事業所の案内図（位置図）

(イ) 事業所の平面図，立面図及び建物配置図

(ウ) 現況写真（整備予定地を各方位から撮影したもの数枚）

(エ) 整備予定地に係る土地登記簿謄本（自己所有の場合のみ）

※整備予定地を買収又は賃借する場合は，その根拠が分かる書類（確約書等）

(オ) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（様式1）

※組織体制表を添付

※各事業所・施設において使用している勤務割表等（直近月の実績）により，職種，勤務形態，氏名及び当該業務の勤務時間が確認できる場合は，その書類をもって添付書類としても可

(カ) 管理者・計画作成担当者（就任予定者）経歴書（様式2）

※資格を有する者は，資格者証の写しを添付

(キ) 施設の部屋別施設一覧表（様式3）

(ク) 事業収支計画（様式4）

オ 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式5）

(3) 提出先

指宿市役所 健康福祉部国保介護課介護保険係

TEL 0993-22-2111（内線253）

(4) 留意事項

ア 提出日及び時間を事前に連絡し，内容について説明できる方が持参してください（郵送不可）。

イ 提出書類に不備があった場合は受理しません。修正等を施し，募集期間内に再

提出してください。

ウ 提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。

エ 提出書類受理後に追加書類の提出を求める場合があります。

7 その他

(1) 応募に関する一切の経費は、選定結果にかかわらず、全て応募者の負担とし、市はその責を負いません。

(2) 書類提出後に虚偽の記載が発覚した、又は選考の段階で不正な行為を行ったことが判明した場合は、その時点で失格とします。

(3) 質問は、電話ではお受けできませんので、所定の質問書を提出してください（ファックス又はメールによる提出可）。

【問い合わせ先】

〒891-0497 指宿市十町2424番地

指宿市役所健康福祉部国保介護課介護保険係

TEL 0993-22-2111（内線253）

FAX 0993-24-4342

E-mail kokukai@city.ibusuki.jp

(別紙)

令和2年度 認知症対応型共同生活介護 公募 評価基準表

項目	基準	配点
施設立地	計画地は、圏域（指宿及び山川・開聞）間の地域差を考慮して適切な場所か。	18
	計画地の土地は確実に使用でき、計画地は利用者が生活するための適切な環境が確保されているか。	
	近隣住民へ適切な情報提供を行い、理解が得られているか。今後行う場合、その方法は具体的な計画であるか。	
運営理念等	事業についての趣旨・理念が明確で具体的か。	20
	目指すべき認知症対応型共同生活介護についての具体的な考えがあるか。	
	認知症高齢者に対する現状と課題，権利擁護について認識があり，利用者，家族，地域との関わりかたが明確で，具体的か。	
	行政や関係機関等との連携を施設運営に生かしていくことを明確にしているか。	
建設計画	ユニットの形状・広さ・配置は，利用者の居住環境に配慮されているか。 （1個室・床面積7.43㎡以上）	12
	施設全体の動線は機能的で，居間・食堂は利用者・従業員が一同に会するのに十分な広さを確保しているか。	
資金計画	法人の財務状況は健全か。	15
	3年間の収支計画が適切に策定されているか。	
	利用者の負担は適切に設定されているか。	
安全対策	事故防止対策，事故発生時の対応，感染症，防災等の対策は適切か。	12
	苦情処理や個人情報保護に対する配慮は適切か。	
運営実績等	法人の実績等から，事業は確実に運営できるか。	19
	管理者，介護支援専門員は同種事業の経験があるか，又はふさわしい者か。	
	職員の確保状況，採用計画及び研修計画は具体的かつ実行可能であり，施設完成後に遅滞なくサービスを提供できるか。	
その他	その他，計画の独自性など期待できる内容があるか。	4
合計		100